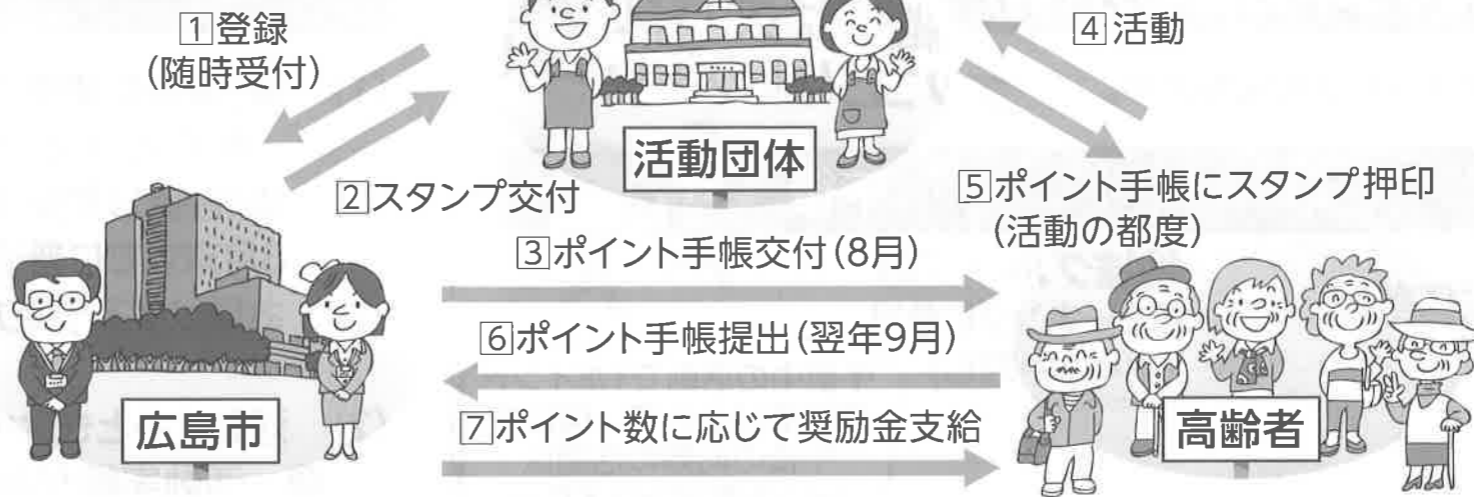


広島市 高齢者いきいき活動 ポイント事業の御案内

この事業は、広島市内在住の高齢者(9月1日現在で70歳以上の方)が自らの健康づくりや地域支援のために行う活動(いきいき活動)を奨励するためのものであり、活動実績に基づき付与されるポイント数に応じて、奨励金を支給する事業です。

〈イメージ図〉



ポイント事業に参加しませんか?

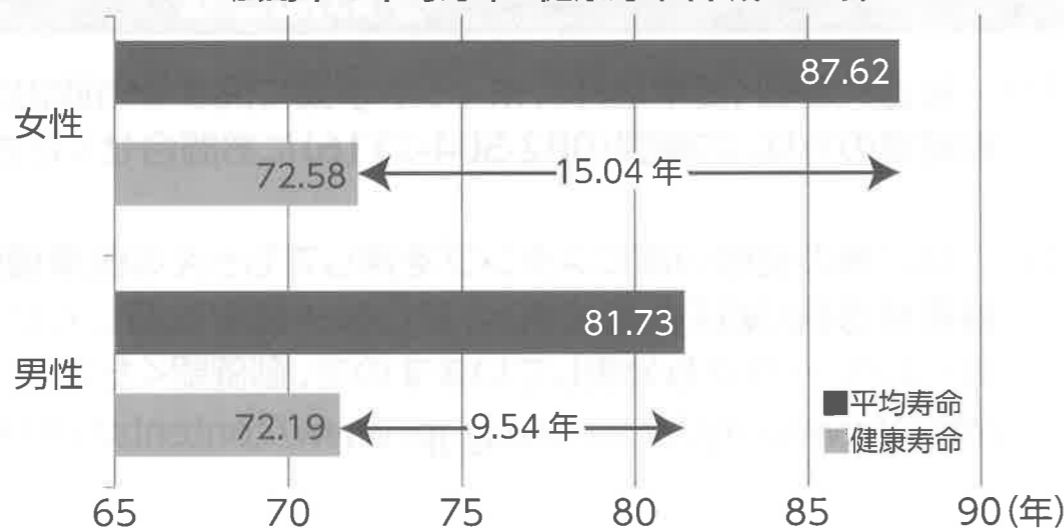
本格的な高齢化社会を迎える中、地域に暮らす人々が、健康寿命を延ばしていくための自助や近隣の人々との共助により、できる限り住み慣れた地域で安心して生活していけるようなまちづくりを進めていくことが重要になっています。

ポイント事業は、このようなまちづくりを進めるための広島市の独自の事業であり、多くの高齢者が元気であること、そして、できれば地域の支え手になってもらうことを奨励しようというものです。

また、ポイント事業では、自らの健康づくりの取組から、町内会や社会福祉協議会、老人クラブなどの地域団体が市の補助を受けて取り組む活動への参加まで様々な活動に取り組む高齢者をその実績(ポイント換算)に応じて支援する仕組みになっています。

ぜひ、あなたもポイント事業に参加してください。

広島市の平均寿命と健康寿命(平成28年)



健康寿命とは、日常生活を制限なく自立して過ごすことができる期間のことです。平均寿命と健康寿命の差(女性で15.04年、男性で9.54年)を縮小し、できるだけ長く健康でいることが本市の大きな課題となっています。

ポイント事業は、従来の高齢者公共交通機関利用助成事業(以下「交通費助成事業」という。)が目的としていた「社会参加の促進」のよりの確で効果的な実現を目指し、活動実績に基づいた支援を行うための事業として平成29年9月に創設したのですが、円滑な導入を図るために、当面、従来の交通費助成事業を助成額の上限を年額3千円とする事業として継続しているところです。

どうしたらポイントがつくの?

自らの健康づくりには1ポイント、医療機関での健康診査などの受診や地域を支える活動は2ポイント、そして、公共性の高い活動(市の補助を受けるボランティア活動等)は4ポイントと、活動の種類及び実績に応じてポイントが付与されるようになっており、活動を実施する団体が活動の実績を確認して、該当するページに日付の記入とスタンプ押印をすることでポイントが確定します。

自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動



- 特定健康診査
- 後期高齢者医療の健康診査
- 被爆者健康診断
- 被爆者二世健康診断
- がん検診
- 節目年齢歯科健診
- グラウンドゴルフ等のスポーツ活動
- 囲碁・将棋等の文化活動
- グループ活動によるウォーキングなど

押印は
1日1回まで

1ポイント

健康診査等の受診



- 特定健康診査
- 後期高齢者医療の健康診査
- 被爆者健康診断
- 被爆者二世健康診断
- がん検診
- 節目年齢歯科健診

医療機関で押印
1日に複数押印可

2ポイント

地域の支え手となる活動(ボランティア活動)



- 児童の登下校の見守り活動
- 町内清掃活動
- サロンの世話人としての活動(市の補助を受けて実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」に含まれないもの)
- 老人クラブ会員としての友愛活動(総合事業に含まれないもの)

押印は
1日1回まで

4ポイント

ボランティア活動のうち、広島市が補助対象となるものとして指定するものなど(限定)

- ① オープンスペース(乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊べる場所(広島市が認めるもの))での子育て支援の活動
 - ② 介護施設等、保育園、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での清掃、配膳、洗濯、駐車誘導など
 - ③ 高齢者及び障害者に対する外出時の付き添い介助、点訳・音訳、手話・要約筆記
 - ④ 市の補助を受けて実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」に含まれる住民主体型生活支援訪問サービスの提供活動
 - ⑤ コーディネーターとして①～④の活動の調整等を行う活動
 - ⑥ 市の補助を受けて実施する総合事業に含まれる地域高齢者交流サロン運営事業・地域介護予防拠点整備促進事業・認知症カフェ運営事業の世話人(スタッフ)としての活動
- ※地域介護予防拠点については、補助金の交付が必須ではありません。

押印は
1日1回まで

4ポイント

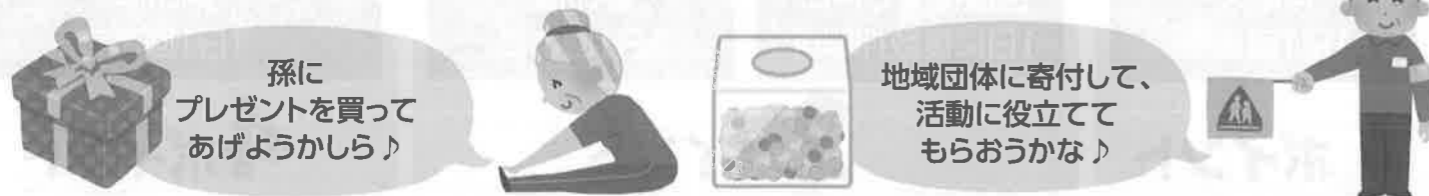
ポイントの集め方(例) **継続は力なり。コツコツ集めましょう!**

次のようにすると、1週間で14ポイントが貯まります。

	午前	午後
月	近所のサロン活動に参加 (1ポイント)	地域グループのウォーキングに参加 (ポイントなし)
火		午前中の活動で1ポイントを得ているので、同日の午後の同類の活動はポイントを得られません。
水	児童の登下校の見守り活動に参加(2ポイント)	介護施設でのボランティア活動に参加(4ポイント)
木		
金	医療機関で特定健診・○○がん検診を受診 (2ポイント×2回=4ポイント)	
土		
日	町内会の清掃活動に参加(2ポイント)	老人クラブのグラウンドゴルフに参加(1ポイント)

奨励金の支給

- 奨励金の支給時期
奨励金は、適正にスタンプが押印されたポイント手帳を広島市に提出された方に、平成30年10月末から順次支給します。
- 奨励金の支給方法
 - パスピーで交通費助成を受けている方(手続は不要です。)交通費助成の振込口座に振り込みます。
 - ①以外の方(獲得ポイントのお知らせと一緒に送付する口座登録用紙に、必要事項を記載して、同封の返信用封筒で広島市に提出してください。)登録された口座に振り込みます。



気をつけていただきたいこと

- 8月末の郵便物にお気をつけください。
 - ポイント手帳は、広島市在住の高齢者で、毎年、9月1日時点で70歳以上である方(障害者公共交通機関利用助成を受けていない方に限る。)に、8月末までに普通郵便かレターパックでお届けする予定だからです。
- 活動するときはポイント手帳を忘れず持参しましょう。
 - 活動実績がないスタンプの押印は無効であり、ポイントを付与することはできません。
 - また、ポイントは、広島市に登録している活動団体(医療機関を含む。)が参加者の活動(登録済のもの)の実績を確認し、ポイント手帳にスタンプを押印した場合にのみ付与することができます。
※有効なスタンプ押印の考え方については、別紙のとおりです。
 - したがって、適正なポイント付与の観点から、ポイント手帳を忘れたときには、スタンプの押印は認められません。ただし、活動記録を残すなど、活動団体の責任において活動実績の管理ができている場合に限り、後日のスタンプ押印が可能です。
- 一度提出されたポイント手帳は、お返しすることはできませんので、御了承ください。
 - 広島市に提出されたポイント手帳は、ポイント数を効率的に集計するため、各ページを切り離して機械処理を行うからです。



お知らせ

- 毎週火曜日(要申込)に、ポイント事業に関する市政出前講座を実施しています。御希望の方は、広報課(082-504-2116)にお問合せください。
- 健診等の受診の際にスタンプを押してもらえる医療機関を公表しています。各区健康長寿課(東区は福祉課)の窓口に一覧を設置している他、以下のURL(広島市ホームページ)でも公表していますので、御確認ください。
<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1491901915255/index.html>



＜お問合せ先＞
広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等
コールセンター **082-512-0290**